（別記）

令和８年度三春町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

阿武隈山地の山ひだに位置する三春町ではその全域において、水が流れ込む谷底に緩やかな棚田が細長く連なり、高台にはややまとまった畑地や牧草地が散在する。地域内の水田と畑地の面積は概ね同程度であり、多くの農業者が稲作とその他の農業（野菜・果樹・たばこ作や畜産など）との複合経営を行っている。しかし、近年では農業の高齢化と後継者不足が急激に加速しており、日本型直接支払制度の対象農用地から外された谷奥の水田や高所の畑地など、条件不利地を中心として比較的広いエリアで農地の耕作放棄が進みつつある。加えて、主食用米やピーマンの大幅価格下落、ＪＴによるたばこの廃作募集など、当地域農業に打撃を与える出来事が相次ぎ、農業者の間では閉塞感が広がっている。

日本国内の主食用米需要が大幅に減少していく中で、水田において水稲から需要のある他作物へと作付転換を進めていくことは重要な選択肢である。当地域周辺では夏秋野菜（ピーマン・トマト・キュウリなど）の施設整備や販路確保が進んでいることから、農業者の所得確保という面から考えればそれらの高収益作物へと転換することが望ましく、農業法人や若手農業者にとっては非常に有効な方策である。他方で、これらの作物は水稲と比べると機械化が進んでいないこともあり、特に高齢農業者への作業負担は大きいため規模拡大には多くの人手が必要となることから、農業の担い手が減少している現状ではこれらの高収益作物に偏った推進は地域内に大量の耕作放棄地を発生させてしまいかねない。よって地域農業再生協議会としては、高収益作物に対する支援体制は整える一方で、大豆や子実用とうもろこしといった省力型・土地利用型の畑作物を着実に推進していくのが現実的な方針となる。

この畑作物の推進に際して難題となるのが上述した地域の農地条件である。当地域の水田立地では排水対策が容易ではなく、まとまった規模の畑作団地化・ブロックローテーションを推し進めることは極めて困難であり、平野部地域と生産性やコストの面で競争することはできない。また耕作放棄農地は畑地において急増していることから、苦労を伴いながら水田で畑作物への作付転換を行うよりも、まず荒廃しつつある畑地に作付を行うことが優先されてしまいがちである。役場やＪＡなど関係機関の人員も不足する中ではあるが、こうした現状を直視しながら、他地域の後追いではない独自の地域農業将来構想を検討する時期に差し掛かっている。

２　高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○　適地適作の推進

三春町地域においては夏秋野菜の生産条件が比較的整っているほか、いちご等の野菜やリンドウ等の花きについても郡山市などに一定の販路がある。１．に記載のとおり、これらは比較的高い所得の確保も見込むことができ、労働余力のある農業法人や若手農業者にとっては水田も含めた規模拡大の余地があることから、取り組む意向がある者に対しては地域として確実に後押しをする必要がある。

他方、三春町やその周辺地域には一定数の畜産農家（複合農家も含む）が存在している。現在、輸入飼料の価格が急激に上昇している中で、効果的な耕畜連携が行えれば畜産農家にとっても非常に有益であることから、飼料用米・ＷＣＳ用稲・飼料用とうもろこしなどの地域的推進には意義がある。

また、地域全体として遊休農地が増加しつつある状況の中、水田の排水対策等に難があるとはいえ、広く土地利用ができ国産需要が高まりつつある大豆についても地域的推進の

意義はある。町内には大豆加工業者（豆腐製造業）が存在しており、農商工連携も視野に入るところである。

○　収益性・付加価値の向上

三春町には日本三大桜である三春滝桜や旧三春藩の城下町などが立地しているため、県内でも有数のネームバリュー（ブランドイメージ）があり、春季を中心に多くの観光客が訪れる。しかしながら、ブルーベリーなどごく一部の品目を除いて、農産物の統一ブランド化は為されておらず、有効な販売戦略が打ち立てられていない状況にある。町においては今後、優良な三春産農産物の認証制度を創設することなどを検討しており、そこから既存のブランドイメージを最大限に活用した販売戦略に繋げることが重要である。郡山市などの都市圏、更には首都圏への売り込みも選択肢となる。

また三春町は、その永い歴史に根差して上述の大豆加工業者も含めた中小規模の商工業者が多く立地しており、更に近年はカフェや洋風レストランなどの開店も相次いでいる。こうした事業者との間で農商工連携を行う余地はまだまだ大きいが、地域内における具体的な地産地消の枠組み作りが必要となってくる。

○　新たな市場・需要の開拓

飼料用米・ＷＣＳ用稲・飼料用トウモロコシ等については、現状では連携が不十分な畜産側の意向確認から始める必要がある。畜産農家の飼料需要量や要望事項を調査して把握できれば、耕種農業者とのマッチングを行い更に効果的な耕畜連携を進めることができる。地域農業再生協議会には畜産農家も参画していることから、協議会を通して取組を進めるのが有効である。

大豆については町内業者だけでは供給を受けきれない場合が充分に想定されることから、「ふくしま大豆の会」など地域外需要者への販促や６次産業化なども含めた販売方法の検討が必要である。

町としては、６次産業化や農商工連携に取り組む農業者や事業所を支援するため、令和５年度に補助制度を策定したところである。この補助金を活用した農業者等により、新たな６次化商品の開発や既存の商品の磨き上げが行われ、農産物の新たな価値が創出されている。

○　生産・流通コストの低減

上述のとおり三春町やその周辺地域には一定数の畜産農家（複合農家も含む）が存在していることから、飼料用米・ＷＣＳ用稲・飼料用トウモロコシ等の流通コスト低減策として、耕畜連携体制の強化による地域内利用供給の推進が挙げられる。三春町では町の堆肥センターも設置されており、耕種農家にとっては飼料提供の代わりに堆肥を受け取れるメリットもある。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

１．に記載のとおり、当地域における農業の担い手が急速に減少する中では、畑地・水田の両方について耕作放棄が進行しつつあることから、まず根本的に担い手を増やさない限り水田の有効利用・作付転換を進めることは難しい。三春町では近年、田村市・小野町・福島県田村農業普及所・ＪＡ福島さくら等と連携した「たむら新規就農プロジェクト」を進めている。令和６年度においては、当町での就農希望相談件数が１０件弱あり、令和７年度からは、実際に就農する者や就農を見据えた長期研修生として取り組むことが決まっている。しかし、令和６年度に策定した「地域計画」においては、町内の各農業集落より、後継者不足や高齢化に伴う農地保全困難を訴える声が噴出し続けており、取組をより一層強化する必要がある。

また、令和４年度からは、首都圏在住者を対象とした農村体験事業（町内の米生産グループと協力して首都圏等の住民を呼び込むツアー）を開催している。更には、除染廃棄物の一時保管場から復旧が為された町有農地において、一般町民や新規就農希望者などが町内ベテラン農家から技術を教わりながら農業を行える体験農園施設を開設している。こうした一連の取組により、地域農業への関係人口を増加させ、将来的には趣味的農業・半農半Ｘなども含めた多様な農業の担い手確保を図っていきたい。なお、新規の担い手に対しては積極的に野菜・果樹・花きなどの高収益作物を推進し、畑地だけでなく水田の有効利用も促していく。

こうした新たな担い手確保の各種施策を前提としつつ、以下の方針で取組を進める。

〇　地域の実情に応じた農地の在り方

当地域内の水田稲作においては、高齢化・後継者不足の進展に応じて、作業機械を持つ一部の担い手農業者に対する作業委託が進みつつある。しかし、谷の地形に沿って水田が複雑に入り組む当地域では担い手農業者の作業受託にも限界があり、１．に記載のとおり場所によっては一つの谷全体などのエリアで荒廃が進行している状況がある。

こうした状況を打破するためには農地のエリア分けが重要となってくる。当地域の水田は基本的に排水対策が容易ではないことから、担い手農業者が持続的に作業受託できるエリアの水田では、引き続き水稲の稲作を行うことが妥当と考えられる。その際、なるべく飼料用米やＷＣＳ用稲など非主食用米を推進する。他方で、将来的に担い手農業者が受託しきれないと見込まれるエリアの水田については、耕作放棄地の中で散在的に漫然と稲作が継続される状況を避け、一つの谷筋などエリア全体として省力的な畑作物へと作付転換することが望ましい。

また、令和６年度において、地域農業の将来図である地域計画を策定したところ。地域が抱える課題が顕著になったことで、より地域の実情に応じた支援や農業振興を推進していくことができるようになった。

〇　地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

上述したとおり、担い手農業者が稲作では作業受託しきれないエリアにおいては、水稲と比較して省力的な管理を行える大豆やトウモロコシなどの畑作を選択することが現実的と考えられる。その際、コストをなるべく低減させるためにも、大豆やトウモロコシの作業機械は地域農業再生協議会（ないし生産者グループ）単位で購入し、共同管理・共同利用とする必要がある。

〇　地域におけるブロックローテーション体系の構築

細い谷筋に沿って伸びる小規模水田が多い当地域では、まとまったロットでのブロックローテーションの実現は難題である。更に「どぶ田」と呼ばれる排水困難な水田も多い中で、大豆やトウモロコシなど排水が重要となる畑作物を輪作体系に組み込んだブロックローテーションが成功するかどうかは不透明と言わざるを得ない。ただ、地元各地区の意向も踏まえた上で、耕作放棄が進むエリアでの実証実験のような形から開始することは一つの選択肢となる。

〇　水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

当地域内で転作作物の作付が定着している水田に関する点検については、具体的条件や取組などの詳細で網羅的な確認までは行えなかったものの、当地域において数少ない排水良好な立地の水田がいくつかまとめられて活用されている傾向は把握できた。

上述してきた状況を踏まえ、畑作物への作付転換を推進するエリアにおいては、恒久的な畑地化（あるいはブロックローテーション）も視野に入れつつ、地元各地区の意向を確認する。

上述の方針は令和８年度のみで達成可能なものではなく、地域農業再生協議会としての中長期的な取組となるため、令和８年度においては、町・県農業普及所・ＪＡ等の関係機関における認識のすり合わせなどを検討する。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

日本国内における主食用としての米需要は今後とも減少傾向をたどるものと見られ、需要に応じた生産は欠かせない。地域農業再生協議会としては今後とも、農業者に対して生産数量の目安などを参照した計画的な生産を推進していく。同時に、ブランド力があり比較的高単価が見込める福島県オリジナル品種などの導入も促していく。

（２）備蓄米

主食用米価格の動向に注視していく。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

三春町やその周辺地域には一定数の畜産農家（複合農家も含む）が存在していることから、地域農業再生協議会としては従来より耕畜連携を図るべく飼料用米の作付を推進してきた。特に令和３年度からは、飼料用米の作付に対して町独自の補助制度を設けるなど強力な推進を図り、急速な作付面積拡大が見られたところである。しかしながら、令和６年度の米不足以降、令和７年度においても主食用米価格が大きく増加したところ。今後は、再び主食用米価格の下落の可能性があることから、引き続き、２．に記載のとおり畜産農家側の意向確認を行うなど更なる耕畜連携体制の強化を図り、作付転換の一つの柱としていく。

イ　米粉用米

現在のところ取組推進の予定はなし。

ウ　新市場開拓用米

現在のところ取組推進の予定はないが、福島県においてもＪＡなどによる米の海外輸出が開始されたことから、輸出用米に係る動向については注意を払う必要がある。

エ　WCS 用稲

三春町地域において以前から少数の取組事例はあるものの、作業受託組織の労働力に係る制約もあり、広がりは見られない。地域農業再生協議会としては畜産農家側の需要も確認・検討し、これに応じた推進を図っていきたい。

オ　加工用米

現在のところ取組推進の予定はなし。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦については、現在のところ取組推進の予定はなし。三春町地域では畑地において少数の取組事例がある。

大豆については、拡大する耕作放棄地対策として、東日本大震災後から生産振興の取組を開始した。ただし、畑地での取組が優先されてきた結果、水田での作付事例はわずかとなっている。また、そもそも参入農業者数がごく少数にとどまっていることから、圧倒的人手不足による作付面積の停滞や収量の低下は顕著である。しかしながら、２．に記載

のとおり、土地利用型で加工用途が広く国産需要も高まりつつある大豆は水田においても作付転換の柱となり得ることから、地域農業再生協議会としては今後とも推進を図りたい。初期段階では、県農業普及所やＪＡと連携を確認した上で、参入農業者を増やして基礎的な栽培技術を確立することが必要となる。認定農業者協議会や日本型直接支払制度集落協定・活動組織などの農業者団体を通じて新たな参入者を募り、複数名の参入者が揃えば県農業普及所による技術指導会や実需者を招いたセミナー・意見交換会を開催する。生産体制が整えば、３．に記載のとおり地域農業再生協議会や生産者グループ単位で本格的に作業機械を導入することを検討する。

飼料作物については、畜産との複合経営農業者を中心として、水田においても一定程度の取組が行われてきた。現在、輸入飼料の価格が急激に上昇しており、畜産農家にとって国産飼料確保の意義は高まっていることから、地域農業再生協議会としては耕畜連携体制の強化も図りながら飼料の自家供給・地域内供給を後押ししていく。なお、とうもろこしは確実な排水対策を行う必要があるものの非常に省力的な生産が可能とされていることから、地域農業再生協議会としては今後の推進を視野に入れ、必要機械や作業内容、需要量などについて情報を収集しつつ、実証的な取組を行っていきたい。

（５）そば、なたね

現在のところ取組推進の予定はなし。

（６）地力増進作物

現在のところ取組推進の予定はなし。今後の畑地化検討における方向性次第では、導入目標作物に応じた地力増進作物の作付推進も検討する。

（７）高収益作物

上述のとおり、三春町地域においては夏秋野菜の生産条件が比較的整っているほか、一部の果実や花きについても一定の販路が確保されており、労働力が豊富な農業法人や労働余力のある若手農業者等であれば推進の意義は大きい（現状でも法人や新規就農者などが積極的に取り組んでいる）。

これら高収益作物は２．に記載した農商工連携・地産地消などの可能性も大きいため、地域農業再生協議会としては新たな農業担い手等に対して積極的な推進を図っていく。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位：ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	305.84	0.00	293.00	0.00	293.00	0.00
備蓄米	0.00	0.00	0.00	0.00	1.01	0.00
飼料用米	0.62	0.00	10.00	0.00	10.00	0.00
米粉用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新市場開拓用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WCS用稲	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
加工用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
麦	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大豆	0.00	0.00	0.30	0.00	0.30	0.00
飼料作物	0.00	0.00	0.20	0.00	0.20	0.00
・子実用とうもろこし	0.00	0.00	0.20	0.00	0.20	0.00
そば	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
なたね	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
地力増進作物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高収益作物	1.07	0.00	1.20	0.00	1.20	0.00
・野菜	0.72	0.00	0.80	0.00	0.80	0.00
・花き・花木	0.35	0.00	0.40	0.00	0.40	0.00
・果樹	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
・その他の高収益作物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
・〇〇	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
畑地化	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米 （一般品種及び多収品種） （基幹作物）	飼料用米助成	飼料用米の取組面積 10a当たりの生産費	（７年度）0.6ha （７年度）132,000円	（８年度）10.0ha （８年度）130,000円
2	飼料用米生産圃場の稲わら （基幹作物）	わら利用助成 （耕畜連携）	飼料用米生産圃場の 稲わら利用の取組面積 飼料用米作付面積比の わら利用の取組面積割合	（７年度）0.09ha （７年度）15%	（８年度）3.6ha （８年度）36%
3	野菜（ピーマン・トマト・なす・きゅうり・いちご・メロン・ブロッコリー） （基幹作物）	振興作物助成	振興作物の作付面積	（７年度）0.72ha	（８年度）0.8ha
3	花き（コスモス・ひまわり・レンゲ・りんどう・小菊、トルコキキョウ）（基幹作物）	振興作物助成	振興作物の作付面積	（７年度）0.35ha	（８年度）0.4ha
4	大豆 （基幹作物）	畑作物助成	大豆の取組面積 大豆の10a当たり収量	（７年度）0.0ha （７年度）0.0kg	（８年度）0.3ha （８年度）60kg
4	飼料用とうもろこし （基幹作物）	畑作物助成	飼料用とうもろこしの 取組面積 飼料用とうもろこしの10a当たり収量	（７年度）0.0ha （７年度）0.0kg	（８年度）0.2ha （８年度）3,300kg

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：福島県

協議会名：三春町地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米助成	1	15,000	飼料用米（一般品種及び多収品種） （基幹作物）	出荷・販売契約 生産性向上・生産コスト低減のための取組等
2	わら利用助成（耕畜連携）	3	6,000	飼料用米生産圃場の稲わら （基幹作物）	出荷・販売契約 利用供給協定の締結又は自家利用計画の策定による飼料用米生産ほ場の稲わら利用等
3	振興作物助成	1	11,000	野菜（ピーマン・トマト・なす・きゅうり・いちご・メロン・ブロッコリー）（基幹作物） 花き（コスモス・ひまわり・レンゲ・りんどう・小菊、トルコキキョウ）（基幹作物）	作付面積に応じて支援
4	畑作物助成	1	3,000	大豆、飼料用とうもろこし （基幹作物）	出荷・販売契約 収量向上のための取組等

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。